

2017年4月26日 全23頁

2018年、つみたて NISA（積立 NISA）導入で NISA はこう変わる

NISA に係る 2017 年度税制改正の解説と今後の展望

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2017年3月27日に、「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、3月31日に政省令等とともに公布され、積立 NISA の導入が正式決定された。
- 2018年に創設される「積立 NISA」には、内閣府告示により対象となる公募株式投信・ETF に対して、厳しく絞り込みが行われている。積立 NISA は、選択肢を少なくして選びやすくした投資初心者向けの制度として普及する可能性がある。
- 他方、現行 NISA は投資対象の商品と投資方法の自由度が高く、非課税で投資できる元本の金額も積立 NISA より当面大きい。このため、現行 NISA を利用している個人投資家の多くは積立 NISA には移行せず現行 NISA を利用し続ける可能性がある。
- 今後、現行 NISA、ジュニア NISA、積立 NISA の3つの制度について積立 NISA に寄せる形での一本化が検討されることも想定される。より制約の多い制度への一本化が検討される中、分配金再投資やスイッチングで非課税枠を消費する現行 NISA の「使いづらさ」の改善が難しくなることが懸念される。

[目次]

はじめに	2 ページ
1. 法令の解説	2 ページ
(1) 積立 NISA の制度概要	2 ページ
(2) 積立 NISA の投資対象商品	6 ページ
(3) 現行 NISA・ジュニア NISA のロールオーバー限度額の撤廃	11 ページ
(4) 積立 NISA の利用開始および現行 NISA の有効期間更新の手続き	12 ページ
2. 2018 年以後、NISA を用いた資産運用はどう変わる？	15 ページ
(1) 現行 NISA の利用者は積立 NISA に移行するか？	15 ページ
(2) 行動経済学的観点からの新規顧客への積立 NISA の普及	17 ページ
(3) iDeCo（個人型確定拠出年金）と NISA の併用・使い分け	19 ページ
(4) 現行 NISA・ジュニア NISA でのロールオーバーへの影響	20 ページ
3. 今後の展望	21 ページ
(1) NISA の一本化	21 ページ
(2) 2017 年度に改正が実現しなかった事項	22 ページ
(3) 現行 NISA の「使いづらさ」の改善	22 ページ

はじめに

2016年12月8日に自由民主党・公明党が「平成29年度税制改正大綱」¹（以下、大綱）を公表し、与党として積立NISAの導入方針が決定された。その後、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出され、2017年3月27日に可決・成立し、2017年3月31日に政省令とともに公布された。これにより、積立NISAの導入が正式決定された。

また、積立NISAの対象商品については、積立NISAの「少額からの長期・積立投資の促進による家計の安定的資産形成支援という制度趣旨に相応しいものとする」とを主眼に、金融庁が事務局となった「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」²において検討された。2017年3月30日に同ワーキング・グループが提出した報告書（正式名称は下記参照）を踏まえて、2017年3月31日に告示（正式名称は下記参照）が公布された。

なお、積立NISAにおける一部の手続きや詳細な制度要件など一部の規定はこれらの法令等によってもなお未確定の部分があり、これらは今後、金融庁等により明らかにされるものと考えられる。

本稿中、法令等の出所については、以下の通り略記する。

措法…租税特別措置法、措令…租税特別措置法施行令、措規…租税特別措置法施行規則、

平成28改正税法…「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）

告示…「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」（内閣府告示第540号）

報告書…「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書（平成29年3月30日）³

（注）条番号を算用数字（1、2、…）、項番号を丸囲い数字（①、②、…）、号番号を漢数字（一、二、…）で記載する。NISA関連の2017年度税制改正の施行日は原則2017年10月1日だが、法令等の記載は原則として2017年度税制改正の施行後のものとする。

1. 法令の解説

（1）積立NISAの制度概要

積立NISA導入の目的について、大綱では「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するため」としている。

積立NISAの概要を現行NISA（積立NISAと区別するため、2017年現在成人が利用できるNISAを現行NISAと表記する）と比較する形で示したものが次の図表1である。

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf

² 座長は米澤康博・早稲田大学大学院経営管理研究科教授。

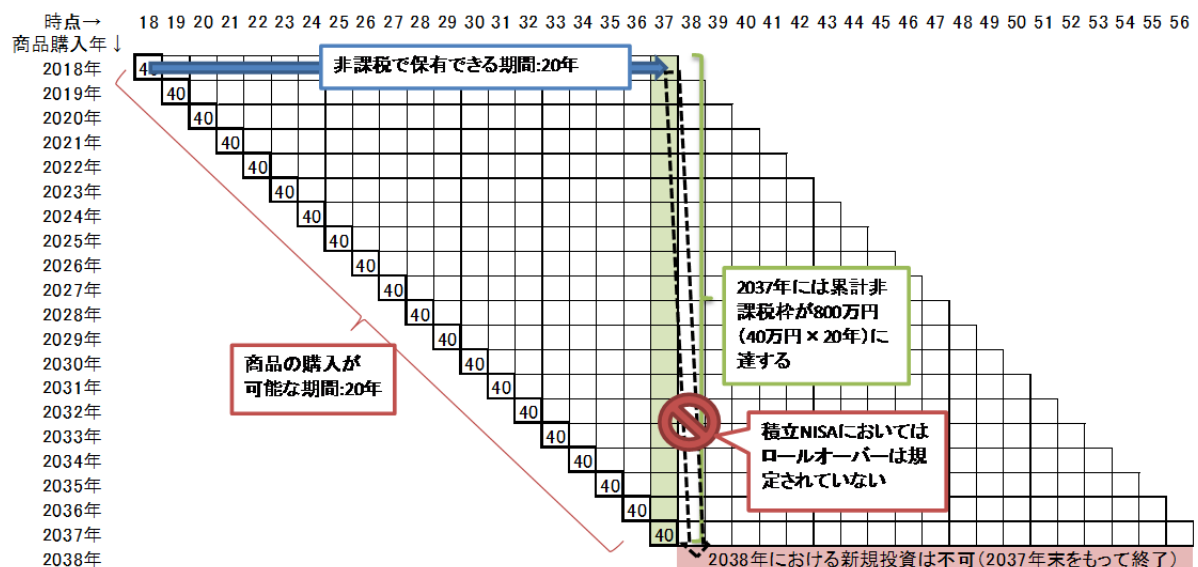
³ <http://www.fsa.go.jp/singi/kakei/01.pdf>

図表 1 積立 NISA と現行 NISA の制度概要 (2017 年度税制改正後)

	積立 NISA (累積投資勘定)	現行 NISA (非課税管理勘定)
口座を開設できる者・数	・ 20 歳以上の国内居住者等は 1 人 1 口座、NISA 口座を開設可能 (措法 37 の 14⑤一) ・ NISA 口座において、積立 NISA か現行 NISA か <u>いずれかを年単位で選択</u> (措法 37 の 14⑤三イ、五イ)	
商品の購入方法	累積投資契約に基づき、予め定めた銘柄を定期的に継続して購入 (措法 37 条の 14⑤四)	購入の頻度・時期等の限定はない (定時・定額の購入も可能)
投資対象商品	「上場等株式投資信託」(公募株式投資信託および ETF) のうち <u>厳格な要件を満たすもの</u> (措法 37 の 14①二、⑤四等、詳細は後述)	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など (措法 37 の 14①一)
非課税対象	分配金 (措法 9 の 8①二)、譲渡益 (措法 37 の 14①二)	配当・分配金 (措法 9 の 8①一)、譲渡益 (措法 37 の 14①一)
商品の購入が可能な期間	2018 年～2037 年 (措法 37 の 14⑤一ロ)	2014 年～2023 年 (措法 37 の 14⑤一イ)
運用益非課税で保有できる期間	最長 20 年間 (措法 9 の 8①二、措法 37 の 14①二)	最長 5 年間 (措法 9 の 8①一、措法 37 の 14①一)
各年の非課税枠	40 万円 (措法 37 の 14⑤四イ)	2014 年・2015 年…100 万円 2016 年以後…120 万円 (措法 37 の 14⑤二イ)
非課税枠の累計	40 万円×20 年間=800 万円	120 万円×5 年間=600 万円
非課税枠の考え方	・ 非課税枠は「購入額」(手数料等含まず) で管理 (措法 37 の 14⑤二イ、四イ)、 ・ 分配金再投資は購入扱い ・ 口座内の商品を売却しても非課税枠は復活しない ・ 非課税枠の未使用額の翌年への繰越はできない	
ロールオーバー	不可	可能 (措法 37 の 14⑤二イ(2)、ロ)
両制度間の移管	積立 NISA と現行 NISA の相互間の商品の移管は不可	

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表 2 積立 NISA のイメージ



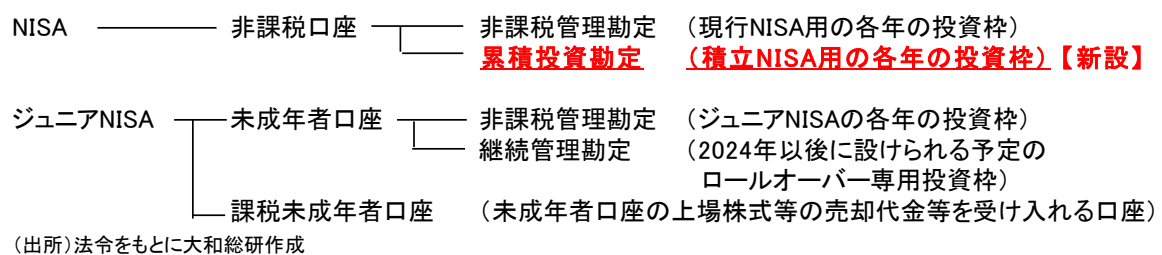
(出所) 法令をもとに大和総研作成

■口座を開設できる人・数、現行NISAと積立NISAとの関係

積立NISAは、NISA口座（非課税口座）内において各年に設けられる「累積投資勘定」として位置付けられている。現行NISAはNISA口座（非課税口座）内に設けられる「非課税管理勘定」となっているため、2017年度税制改正後のNISA、ジュニアNISAの概念を整理すると、図表3のようになる。

積立NISAがNISA口座内に設けられる勘定であるため、積立NISAにより投資を行える人の条件は、NISA口座を開設できる人の条件と同じで、20歳以上の国内居住者等である。

図表3 NISA・ジュニアNISAの概念図（2017年度税制改正後）



金融機関の変更を前提としない場合、1人につき1つのNISA口座（非課税口座）を開設することができ、NISA口座内に、各年において現行NISAの投資枠（非課税管理勘定）か、積立NISAの投資枠（累積投資勘定）かのいずれかを設定することができる。

すなわち、現行NISAと積立NISAの投資枠は「年ごと」に選択制であり、同一年において現行NISA及び積立NISAを併用した投資は行えないことを示している。

もっとも、例えば2018年から積立NISAの利用を開始しても、2017年までに現行NISA内で購入した上場株式等については、その非課税で保有できる期間（5年間）が終了するまでは継続して保有できる。また、2018年分の投資枠については積立NISAで投資を行い、2019年分の投資枠については現行NISAで投資を行うといったことも可能である。

NISA口座を開設する金融機関は従来通り年単位で変更可能であるが、あくまで同一年に商品を購入できるNISA口座は1人1口座限りであり、現行NISAの投資枠か積立NISAの投資枠のいずれかに限られる。

■商品の購入方法

積立NISAでの商品の購入方法は、累積投資契約に基づき、あらかじめ銘柄を定めて一定額の公募株式投資信託やETFを「定期的に継続して」（措法37の14⑤四）購入する方法に限られる。したがって、相場を見て銘柄や購入時期を判断するような投資手法は積立NISAでは認められない。

「一定額」と規定されていることから、積立 NISA での商品の購入は口数指定ではなく金額指定で行うこととなる。

「定期的に」の頻度は法令上厳密に規定されていないが、原則として毎月買付を行う方法が想定されているものと考えられる。

積立 NISA の非課税枠はあくまで年単位で定められており、月あたりの上限買付金額は法令では明記されていない。このため、例えば 2017 年 9 月から積立 NISA で毎月積立投資を行う場合、2017 年中の 4 ヶ月間においては毎月 10 万円の商品買付が可能ともいえる。しかし、この場合、2018 年には 4 月に非課税枠を使い切ってしまう計算になり、2018 年 5 月以後は積立 NISA での継続投資が行えなくなってしまう。「定期的に継続して」積み立てていくという制度趣旨を踏まえると、原則として月の購入金額は 33,333 円（≒40 万円/12 ヶ月）以内になるものと考えられる⁴。

■投資対象商品

積立 NISA の投資対象商品は、公募株式投資信託と ETF に限られ、個別株や REIT は対象にならない。さらに公募株式投資信託と ETF の全銘柄が対象になるわけではなく、「定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるもの」（措法 37 の 14⑤四）として厳格な要件を満たすものに限られる（投資対象商品の詳細は（2）で後述する）。

■商品の購入が可能な期間

積立 NISA において商品の購入が可能な期間は、2018 年から 2037 年までの 20 年間である。なお、金融庁は現行 NISA についても制度の恒久化を要望していたが、2017 年度の税制改正では実現していない。このため、現行 NISA における商品の購入が可能な期間は、2017 年度の税制改正後も 2014 年から 2023 年までの 10 年間のままととなる。

■各年の非課税枠・非課税で保有できる期間・ロールオーバー

積立 NISA における各年の非課税枠を 40 万円、非課税で保有できる期間を 20 年間としている。したがって、累計での非課税枠は 40 万円×20 年間＝800 万円である。現行 NISA の非課税枠は 2016 年以後 120 万円、非課税で保有できる期間が 5 年間であり、累計での非課税枠は 120 万円×5 年間＝600 万円である。積立 NISA における累計での非課税枠は現行 NISA の約 33%増しの水準となっており、現行 NISA より積立 NISA を選択するインセンティブを設けたものと考えられる。

⁴ あらかじめ「通常月（6 月と 12 月以外）は 2 万 5,000 円、ボーナス支給月（6 月と 12 月）は 7 万 5,000 円の年間合計 40 万円」などと定めている場合など、継続的な積立投資が可能な方法であれば、購入額が 33,333 円を超える月があってもよいものと考えられる。

なお、積立 NISA においては、2018 年に新規投資を行った分が満 20 年を迎える 2037 年末をもって「商品購入が可能な期間」が終了するため、法令上、積立 NISA のロールオーバーは規定されていない。また、現行 NISA と積立 NISA の相互間のロールオーバー（移管）もできない。

■非課税枠の考え方

積立 NISA における非課税枠の考え方は現行 NISA と同じで、商品の「購入額（手数料等を含まない）」で利用額を管理する。したがって、分配金再投資額も「購入額」にカウントされ非課税枠を消費することになっている。

もともと、分配金再投資による非課税枠の消費があると、毎月の積立 NISA の商品購入の際に非課税枠が不足し、定期的な買付を中止（または一時的に購入額を減額）しなければならない可能性が生じる⁵。「定期的に継続して」積み立てていくという制度趣旨を踏まえると、買付の中止や一時減額は望ましくないため、積立 NISA 内で分配金再投資を行うことは望まれないものと考えられる。

口座内の商品を売却しても非課税枠は復活しないことや、非課税枠の未使用額の翌年への繰越ができない点は、現行 NISA と同じである。

（2）積立 NISA の投資対象商品

積立 NISA の投資対象商品は「上場等株式投資信託」に限られる。上場等株式投資信託とは、公募株式投信と ETF⁶のことである。上場株式（個別株）や REIT は含まれない。

さらに、上場等株式投資信託を次の図表 4 に定める 6 つの商品類型に細分し、図表 7 に定める「6 類型共通の要件」および、図表 8 に定める「商品類型ごとの要件」のいずれも満たした商品に限り、積立 NISA における投資対象となる。

■上場等株式投資信託の商品類型

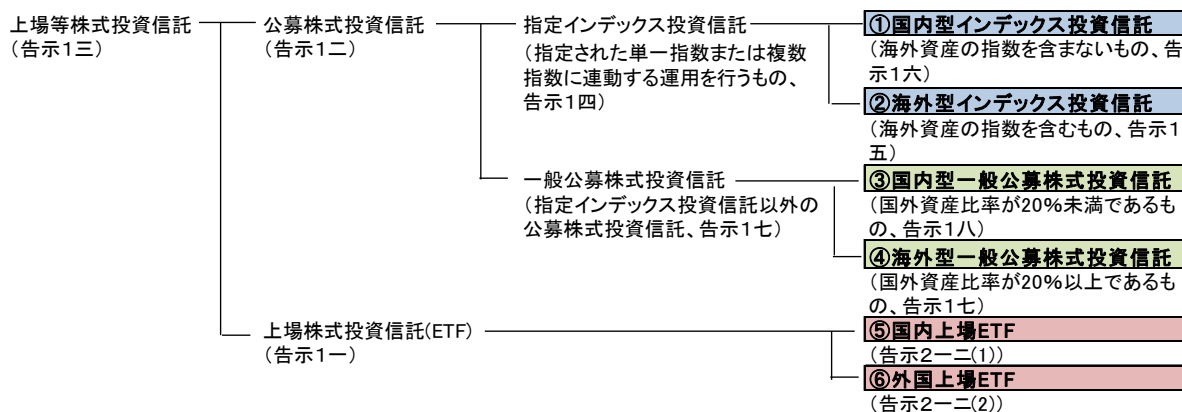
公募株式投資信託および ETF は、図表 4 の①～⑥の 6 つのうちいずれかの商品類型に分類される。基本的には公募株式投資信託のうち、アクティブ運用を行うものは「一般公募株式投資

⁵ 例えば積立 NISA において毎月 3 万 3,000 円の商品購入を行うこととしている場合に（11 月までに）積立 NISA 内で 2 万円の分配金再投資が行われると、11 月時点で非課税枠を 38 万 3,000 円を消費しており、12 月に購入可能な額は 1 万 7,000 円となってしまう。

⁶ いわゆる ETF と呼ばれるものは、法的には「株式投資信託」と「特定受益証券発行信託」と「投資法人債」の 3 パターンがある。このうち、「株式投資信託」の類型である ETF のみが「上場等株式投資信託」の範囲に含まれ、積立 NISA の対象となりうる（措法 37 の 14①二イ）。「特定受益証券発行信託」と「投資法人債」の形式のものは「上場等株式投資信託」に含まれず、積立 NISA の対象とならない。以下、本文で単に ETF と述べる時は、「株式投資信託」の類型である ETF のみを指すものとする（なお、「投資法人債」型の ETF は、現行 NISA でも対象外となっている）。

信託」に分類されるが、インデックス運用（パッシブ運用）を行うものであっても「指定インデックス投資信託」に分類されるとは限らない。

図表 4 上場等株式投資信託の 6 つの商品類型



(注) 国内上場ETF・外国上場ETFは、法令の用語ではなく筆者が便宜的につけたもの。
(出所) 告示をもとに大和総研作成

「指定インデックス投資信託」に分類されるための条件は図表 5 に示される。

図表 5 指定インデックス投資信託に分類されるための条件

投資信託の約款において、以下の(1)または(2)のいずれかの定めがあるもの

(1) 単一指数型 (告示 1 四イ)

- ・ 別表第一 (図表 6 参照) に掲げた 15 の株価指数のいずれか 1 つに連動した運用を行う旨

(2) 複数指数型 (告示 1 四ロ)

- ・ 別表第一 (図表 6 参照) に掲げた 15 の株価指数または別表第二 (図表 6 参照) に掲げた 21 の指数 (株価指数・債券価格指数・REIT 価格指数) のうちいずれか 2 以上の指数に連動した運用を行う旨
- ・ 主たる投資の対象としている資産が以下の a) ~ d) のいずれかに該当する旨
 - a) 株式 b) 株式及び公社債 c) 株式及び REIT d) 株式、公社債及び REIT
- ・ 各指数に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該運用に係る変更が、信託の設定の日以後の信託の計算期間の経過に応じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨

(注) 単一指数型・複数指数型は、法令の用語ではなく筆者が便宜的につけたもの。
(出所) 法令をもとに大和総研作成

投資対象となる指数は、次の図表 6 のように定められている。

対象となる指数は、「マーケット全体を広くカバーしており、かつ、既に市場関係者に浸透しているインデックスを基本とすることが望ましい」(報告書)との観点から主要なものに限られている。

図表6 「指定インデックス投資信託」の対象指数（兼、ETFが積立NISA適格となる指数要件）

		国内(日本)	海外等		
			全世界	先進国	新興国
告示別表第一 (指定インデックス投資信託においては、単品、組合せいずれも利用可能、ETFにおいては単品のみ利用可能)	株式	<ul style="list-style-type: none"> ・TOPIX ・日経平均株価 ・JPX日経インデックス400 ・MSCI Japan Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI ACWI Index ・FTSE Global All Cap Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index ・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P500 ・CRSP U.S. Total Market Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index
告示別表第二 (指定インデックス投資信託においては、「株式」を1つ以上含む組合せとして用いる場合のみ利用可能、ETFにおいては利用不可)	株式	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Europe Index ・FTSE Developed Europe All Cap Index ・Stoxx Europe 600 ・MSCI Pacific Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI AC Asia Pacific Index
	債券	<ul style="list-style-type: none"> ・DBI総合 ・Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index ・NOMURA-BPI総合 ・NOMURA-BPI国債 	<ul style="list-style-type: none"> ・Citi-group World Government Bond Index ・Barclays Capital Global Treasury ・Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index ・Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・JP Morgan GBI EM Global Diversified ・JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
	REIT (不動産投資信託)	<ul style="list-style-type: none"> ・東証REIT指数 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・S&P先進国REIT指数 ・S&P米国REIT指数 ・S&P欧州REIT指数 ・FTSE NAREIT Equity REITs Index 	-

(注) 各指数は、配当を含めるか否かの別や、為替ヘッジ（為替相場の変動により生じるリスクを減じるための取引）の有無又は特定の一国を除外もしくは包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合のその指数を含む。

(出所) 告示をもとに大和総研作成

日本株式、米国株式、全世界株式、先進国全体の株式、新興国全体の株式に係る指数（別表第一）については単一で用いることができる。アジア、欧州など地域を限定した株価指数は、複数の指数の組み合わせとする場合に限り利用できる⁷（別表第二）。債券やREITの指数についても、株価指数との組み合わせとする場合に限り利用できる。

複数の指数の組み合わせによるインデックス投資信託においては、各指数のウェイトを固定しているものか、ウェイトを変更する時期や条件等が示されているものが「指定インデックス投資信託」になる。他方、「対象となるインデックスのウェイトを、ファンド・マネージャーが自由に変更するタイプの投資信託については、インデックス投信ではなく、アクティブ運用投信と位置付けることが適当」（報告書）との観点から、「一般公募株式投資信託」に分類される。

別表第一・別表第二に指定されていない指数⁸に連動する投資信託はインデックス運用を行う

⁷ 別表第二に掲げられている株価指数のみの組み合わせ（別表第一に掲げられている株価指数を含まないもの）も認められる。

⁸ 例えば、日本国内での認知度は高いが別表第一・別表第二に掲げられていない株価指数に「NYダウ」が挙げられる。

ものであっても、「一般公募株式投資信託」となり、積立 NISA の適格銘柄となるためには後述の実績要件等を満たす必要がある。

■6 類型共通の要件

図表 7 積立 NISA 適格となるための 6 類型共通の要件

- | |
|---|
| <p>(1) 信託契約期間が無期限または 20 年以上であること（措令 25 の 13⑬一）</p> <p>(2) 下記の a)～c) の目的を除きデリバティブ取引を行わないこと（措令 25 の 13⑬二、告示 6）</p> <p>a) 投資対象とする現物資産を保有する場合と同様の損益を実現する目的</p> <p>b) 価格変動・金利変動により生じるリスクを減らす目的</p> <p>c) 先物外国為替取引により、為替相場の変動により生じるリスクを減らす目的</p> <p>(3) 収益の分配は、一月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間（当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間）ごとに行うこととされていること（措令 25 の 13⑬三）</p> <p>(4) 当該商品の販売を行う金融商品取引業者等が、商品の保有者に対して、当該商品に係る信託報酬等の費用のうち当該保有者に対応する部分の金額を、累積投資勘定での保有期間を通じて、通知することとされていること（告示 2-10(4)、ニロ(4)）</p> <p>(5) 当該商品の販売を行う金融商品取引業者等が、商品の保有者から、累積投資勘定での保有期間を通じて、当該商品に係る手数料を受領しないものとされていること（告示 2-10(2)、ニロ(2)）</p> <p>※ここでは商品の管理手数料のことをいう。商品の販売手数料については、図表 8 で後述。</p> <p>(6) 投資信託委託会社等が、当該商品につき所定の事項を記載した対象商品届出書を内閣総理大臣に提出していること（告示 2-10、二二、3）</p> |
|---|

（出所）法令をもとに大和総研作成

図表 7 の(2)は、デリバティブ投資によりリスクを増幅するような取引を行うものについては積立 NISA の対象にならないとする規定である。レバレッジ型・インバース型などの投資信託や、原資産とは異なる通貨の為替リスクを積極的に取りにいく投資信託（いわゆる通貨選択型の投資信託の一部）などはこの規定により排除される。

図表 7 の(4)は、販売会社が各商品の保有者に対して、その保有者に対応する信託報酬等の（比率でなく）実額を通知することを求めている。信託報酬等は、日々、信託財産の残高に対して一定の比率を乗じて徴収するため、投資信託の保有者ごとの信託報酬等の実額を正確に計算するためには、日々の各保有者の残高を用いた計算が必要になるが、各保有者の期中平均残高等を用いた簡便な計算方法による通知も認められるものと考えられる。

図表 7 の(5)は、販売会社が各商品の保有者から直接に各商品の管理に係る手数料（口座管理料等）を徴収することができないということである。ただし、各商品の投資信託内の信託財産から徴収される信託報酬の一部を販売会社が受領することは許される⁹。

⁹ 後述するように、積立 NISA では公募株式投資信託の販売時に販売会社が売買手数料を徴収することができな

■商品類型ごとの要件

商品の6類型ごとに満たさなければならない要件は、次の図表8に示される。

図表8 積立NISA 適格となるための商品類型ごとの要件

		①	②	③	④	⑤	⑥	
		国内型インデックス 投資信託	海外型インデックス 投資信託	国内型一般 公募株式投資信託	海外型一般 公募株式投資信託	国内上場ETF	外国上場ETF	
コスト	信託報酬(税抜き)	0.5%以下 (告示2二イ(1))	0.75%以下 (告示2二イ(2))	1%以下 (告示2二イ(3))	1.5%以下 (告示2二イ(4))	0.25%以下 (告示2一イ)		
	売買手数料(税抜き)	ゼロ(告示2二ロ(1))				1.25%以下(告示2一ロ(1))		
	口座管理料	ゼロ(図表7の再掲)						
投資対象	国	(①の定義により) 日本のみ	(②の定義により) 海外を含む	(③の定義により) 国外20%未満	(④の定義により) 国外20%以上	日本、米国、全世界、先進国全体、 新興国全体、のいずれか(別表第一)		
	アセットクラス	(①・②の定義により、以下のいずれか) a)株式 b)株式、債券 c)株式、REIT d)株式、債券、REIT			届出時点において、以下のいずれか a)株式 b)株式、債券 c)株式、REIT d)株式、債券、REIT (告示2二ハ(1))		株式 (告示2一ハ、別表第一)	
	指数	(①・②の定義により、下記の通り) 単一指数型:別表第一の株価指数のみ 複数指数型:別表第一または別表第二の指 数の組み合わせ			—		別表第一に掲げる単一の株価指数に連動 するもののみ(告示2一ハ、別表第一)	
最低投資単位		—				1口(または共有持分の1単位)1,000円以下 (告示2一ロ(3))		
実績要件		—			届出時点において、以下の全てを満たす ・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年以上経過 ・信託期間の2/3以上で資金流入超 (告示2二ハ(2)~(4))		円滑な流通のための 措置が講じられている として取引所から指 定を受ける (告示2一ニ(1))	純資産額1兆円以上 (告示2一ニ(2))

(注) 類型ごとに設けられた要件ではないもの(6類型共通要件の再掲、各類型の定義により決定される要件、および要件が規定されていない項目)は網掛け表示とした。
(出所) 告示をもとに大和総研作成

これらの要件は、報告書に基づいて設けられた。

信託報酬については、商品類型ごとに上限を0.25%~1.5%の範囲で示されている。この水準は、「積立NISAの対象となると考えられる既存の投資信託(税制改正大綱の要件等を満たすと考えられる投資信託)の平均的な信託報酬の水準等を勘案しつつ、より低コストのものとする、との観点から」(報告書)定められている。

公募株式投資信託の売買手数料については、「家計が負担するコストを抑えるとともに、販売手数料の多寡が販売サイドのインセンティブを歪めることのないよう」(報告書)に、無手数料(ノーロード)とされた。ETFについては「ETFに関しては、販売会社が受け取る収益は販売時の売買手数料に限られているため、制度設計上、ノーロードとすることは困難」(報告書)であるため、1.25%を上限に販売会社が徴収できることとされた。

投資対象は、一般公募株式投資信託については、a)株式、b)株式と債券、c)株式とREIT、d)株式と債券とREIT、のいずれかであること、ETFについては株式のみ(別表第一に掲げる単一の株価指標に連動するもののみ)であることが求められている。なお、指定インデックス投資信託においては、定義上、投資対象がa)株式、b)株式と債券、c)株式とREIT、d)株式と債券とREITのいずれかであることが求められている(前掲図表5)。

このほか、一般公募株式投資信託には、届出時点において純資産額50億円以上、信託開始以

いので、積立NISAにおける販売会社の収益源は、信託財産から徴収される信託報酬のみとなる。

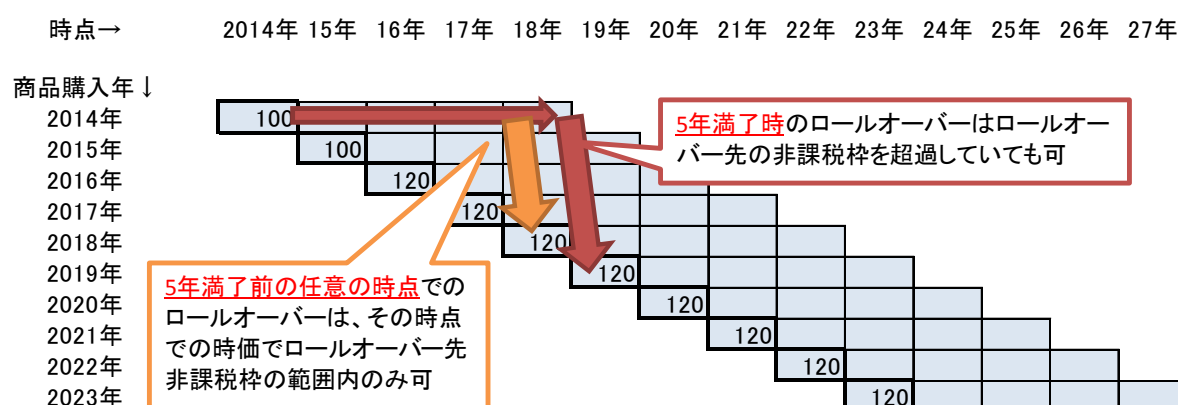
降 5 年以上経過、信託期間の 2/3 以上で資金流入超の実績要件が求められている。アクティブファンドについては、「手数料（販売手数料や信託報酬）が高くなりがちなことあつて、金融機関には手数料稼ぎのインセンティブが発生する一方、長期のスパンで資産形成を考える家計には不向きである場合が多い」ため、「積立 NISA の対象に含めるべきか否かという点に関して言えば、基本的には慎重であるべき」であるため、「現にマーケット（投資家）から継続的に選択・支持されている」（いずれも、報告書）ものに限定されている。

ETF においては、「積立投資に用いるという観点からは、①通常の購入方法で投資するには最低売買金額が大き過ぎるほか、②主に我が国に上場されている ETF で流動性が低いものは適切な価格が付きにくい場合がある」（報告書）観点から、最低投資単位（1 口または共有持分の 1 単位¹⁰）を 1,000 円以下とし、国内上場 ETF においては円滑な流通のための措置が講じられているものとして取引所から指定を受けること¹¹、国外上場 ETF においては純資産額が 1 兆円以上であることが求められる。

（3）現行 NISA・ジュニア NISA のロールオーバー限度額の撤廃

現行 NISA およびジュニア NISA において 5 年の「非課税で保有できる期間」が終了した際には、投資家は課税口座（運用益につき所得税が課税される特定口座・一般口座）に払い出すか、翌年の投資枠にロールオーバーを行うかを選択することになっている¹²。その際、2017 年度税制改正の前までは年末時点の時価でロールオーバー先の非課税枠の範囲に収まらなければ、ロールオーバーを行うことができないと規定されていた。

図表 9 ロールオーバー上限額撤廃の概要（現行 NISA）



（注）図中の金額はロールオーバーによらない現行NISAの原則の非課税枠（単位：万円）を示す。

（出所）法令をもとに大和総研作成

¹⁰ 「るいとう」等のしくみを用いることが想定される。

¹¹ 指定を行う基準は取引所が定めるものと考えられるが、取引高の実績が一定以上であるか、またはマーケットメイク等のしくみにより一定の流動性を確保しているかのいずれかを満たすものとする考えられる。

¹² もちろん、5年が終了するまでに売却することも可能である。

法改正により、5年の非課税で保有できる期間が**満了した際の**ロールオーバーにおいては、年末時点の時価がロールオーバー先の年の非課税枠（現行NISAは120万円、ジュニアNISAは80万円）を超過していてもロールオーバーができることとされた（措法37の14⑤ニロ、措法37の14の2⑤ニロ(2)）。ただし、その場合、ロールオーバー先の年の非課税枠（現行NISAは120万円、ジュニアNISAは80万円）は全て消費しつくしたことになる。

なお、「非課税で保有できる期間」の満了時以外でも、任意の時点でのロールオーバー（ある非課税管理勘定内の上場株式等を他の年の非課税管理勘定に移管すること）も可能ではあるが、その場合は、その時点の時価でロールオーバー先の年の非課税枠（現行NISAは120万円、ジュニアNISAは80万円）の範囲内ではしかロールオーバーを行うことができない（措法37の14⑤ニイ(2)、措法37の14の2⑤ニロ(1)(ii)）。

（4）積立NISAの利用開始および現行NISAの有効期間更新の手続き

■非課税適用確認書には有効期間がある

NISAは、個人の少額からの投資を支援する非課税制度であるため、1人で複数のNISA口座を利用して限度額を超過した投資が行われることがないように、口座開設時に1人1口座を担保する仕組みが設けられている。

NISAの口座開設時には、金融機関を通じて税務署に「非課税適用確認書の交付申請書」を提出し、税務署が重複申請がないかを確認すると「非課税適用確認書」が交付される。NISA口座内で商品の購入を行う（正確には、非課税管理勘定を設定する）ためには非課税適用確認書が必要だが、この非課税適用確認書には有効期間があり、現在交付されているもの（以下、第1期非課税適用確認書）の有効期間は2014年1月1日から2017年12月31日までとなっている。

2018年1月1日から2037年12月31日までの有効期間を持つ、新たな非課税適用確認書（以下、第2期非課税適用確認書）の交付手続きは、2017年10月1日から開始される。

2018年以後にNISA口座で商品購入を行いたい人は、現行NISAか積立NISAかいずれを利用する場合であっても、また、既にNISA口座を開設しているか否かにかかわらず、「第2期非課税適用確認書」が必要となる¹³。

既にNISA口座を開設し現行NISAを利用している人であっても何ら手続きを行わないと（第2期非課税適用確認書が交付されなければ）NISA口座は「有効期限切れ」となり、2018年以後に口座内で商品を購入することができなくなってしまう。

第2期非課税適用確認書の交付を受けるための手続きは、既にNISA口座を開設しているか否か、NISA口座開設者の場合はマイナンバー告知が済んでいるか否かにより異なる。

¹³ 現行法令で示されている限り、第2期非課税適用確認書に現行NISA用か積立NISA用かの区分はない（措法37の14⑤六、措規18の15の3⑧ニロ）。

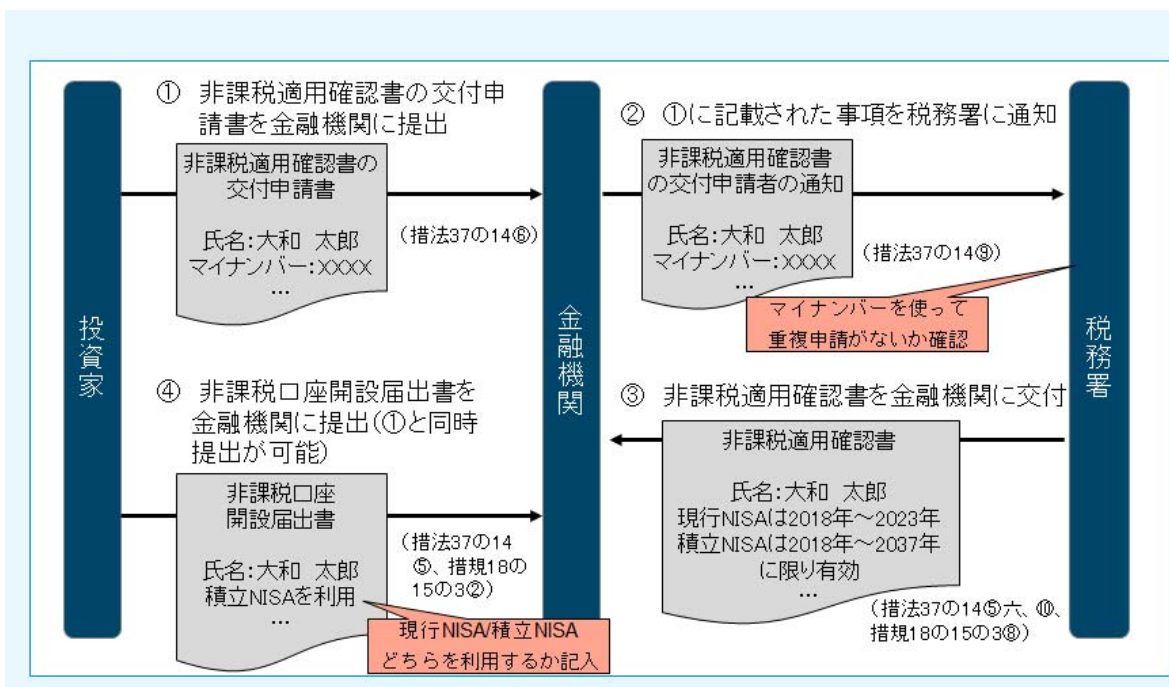
■2018年に新規にNISA口座を開設する人の手続き

これまでNISAの口座開設を行っておらず(今年中に現行NISAでの投資を行うつもりはなく)、2018年から積立NISA(または現行NISA)で投資を行いたいという人が行うべき口座開設手続きの流れは、次の図表10のようになる。

非課税適用確認書の交付申請書にはマイナンバーを記載し、非課税口座開設届出書には現行NISAか積立NISAのどちらを利用したいかを記載する。

非課税適用確認書の交付申請書および非課税口座開設届出書の提出は2017年10月1日より可能となるため、**積立NISAの新規開設手続きは2017年10月1日より開始される。**

図表10 積立NISAの新規口座開設手続きの流れ



(注)図表中の各書面は記載内容の概要を示すものであり、書面中の正式な表記を示すものではない。

①および④の提出は、2017年10月1日から可能。

(出所)法令をもとに大和総研作成

■現行NISA利用者の有効期間更新手続き

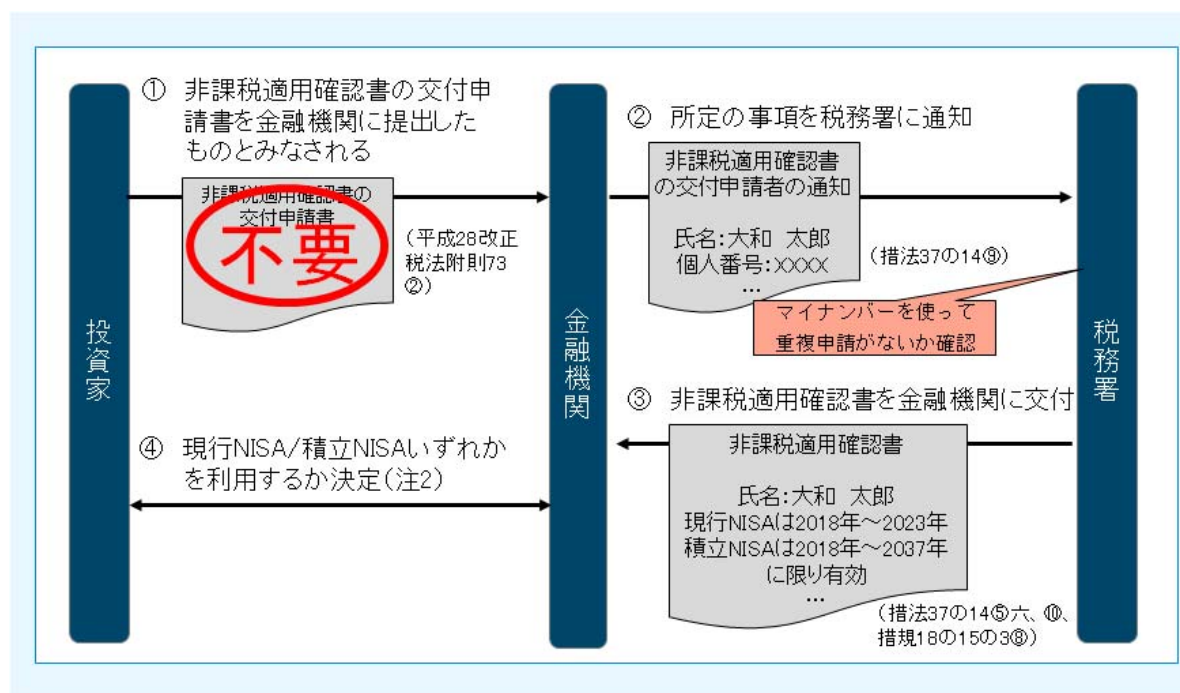
現行NISAの利用者は、2017年10月1日時点で当該NISA口座を開設している金融機関にマイナンバー告知が完了していれば、同日に当該金融機関に対して「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなされる(平成28改正税法附則73②)¹⁴。したがって、次の図表11

¹⁴ NISA口座を開設する金融機関を変更したい場合など、「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出」を希望しない場合は、その旨の申出書を2017年9月30日までに金融機関に提出すればよい(平成28改正税法附則73③)。

のように、投資家として何ら手続きを行うことなく、第2期非課税適用確認書が金融機関に交付され、NISA口座の有効期間が更新される（図表11の③）。

もともと、これだけではこの投資家が現行NISAか積立NISAのどちらを利用するのかわからない。このため、投資家と金融機関の間で何らかの連絡（または取り決め）を行い利用すべき制度（現行NISAか積立NISAのいずれか）を決定することとなる（図表11の④）¹⁵。

図表11 現行NISA利用者の有効期間更新手続きの流れ（マイナンバー告知済みの場合）



(注1) 図表中の各書面は記載内容の概要を示すものであり、書面中の正式な表記を示すものではない。

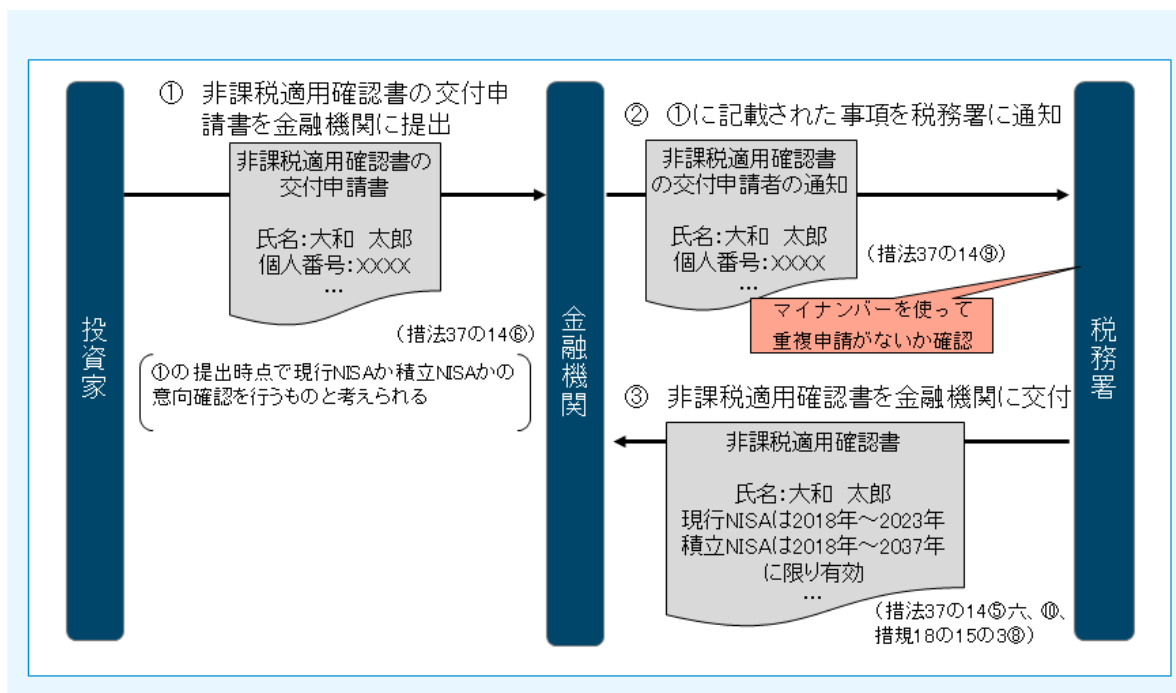
(注2) 現行NISA/積立NISAのいずれを利用するかを決定する手続きは、本稿執筆時点で明確化されていない。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

現行NISAの利用者で2017年10月1日時点でマイナンバー告知が完了していない場合は、図表12のような流れで手続きを行うことになる。この場合、非課税口座開設届出書は必要ないが、実務上、「非課税適用確認書の交付申請書」を提出する際に、現行NISAか積立NISAのいずれを利用するかの意向確認が行われることになるものと考えられる。

¹⁵ 本稿執筆時点では、この手続きの方法が明確化されていない。

図表 12 現行 NISA 利用者の有効期間更新手続きの流れ（マイナンバー未告知の場合）



(注) 図表中の各書面は記載内容の概要を示すものであり、書面中の正式な表記を示すものではない。

①の提出は、2017年10月1日から可能。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

2. 2018 年以後、NISA を用いた資産運用はどう変わる？

本稿 2. では法改正を踏まえ、2018 年以後の個人投資家の NISA の活用法はどのように変わるのか、分析を行う。

(1) 現行 NISA の利用者は積立 NISA に移行するか？

現行 NISA と積立 NISA は選択制であり、(同一年においては) いずれかしか利用することができない。個人投資家は現行 NISA と積立 NISA のどちらを選択することになるだろうか。

積立 NISA と現行 NISA の制度面について、限度額が大きい、対象が広いなど、自由度の高さを比較したものが次の図表 13 である。

積立 NISA と現行 NISA を比較すると、非課税で投資できる期間が長い点が積立 NISA の利点である一方、投資対象の商品と投資方法の自由度が高い点が現行 NISA の利点と言える。

図表 13 積立 NISA と現行 NISA の自由度の比較

	積立 NISA		現行 NISA	
投資方法	×	定期かつ継続的方法に限定	○	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	×	公募株式投信、ETF のうち厳格な要件を満たすものに限定（個別の上場株式や REIT は不可）	○	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など
新規投資が可能な期間	○	2018 年から 2037 年まで 20 年間	×	2014 年から 2023 年まで 10 年間
運用益非課税で保有できる期間	○	最長 20 年間（ロールオーバーは不可）	×	最長 5 年間（ただし、ロールオーバーにより最長 10 年間とできる）
各年の非課税枠	×	40 万円	○	2014 年・2015 年…100 万円 2016 年以後…120 万円
非課税枠の累計	○	40 万円 × 20 年間 = 800 万円	×	120 万円 × 5 年間 = 600 万円

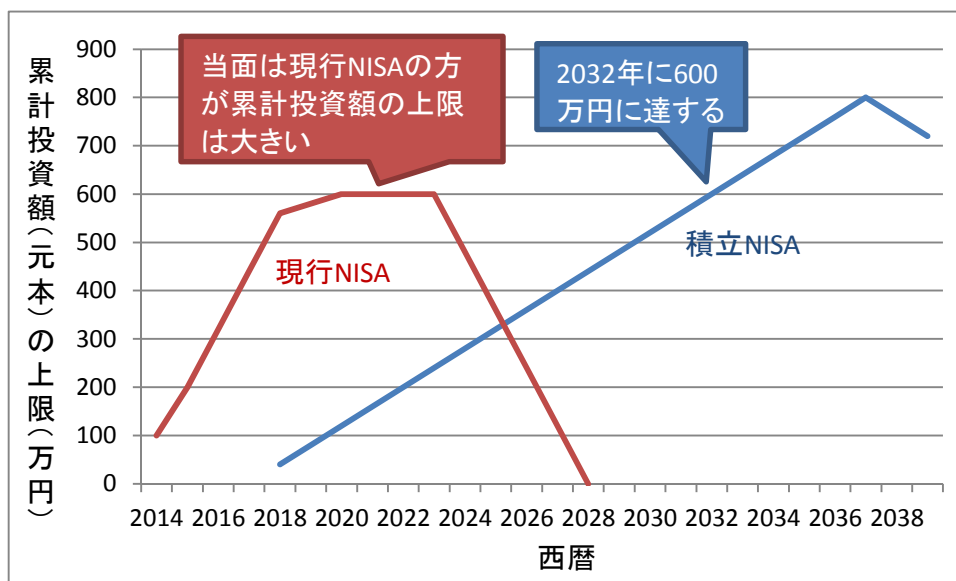
（注）積立 NISA と現行 NISA を比較して相対的に自由度が高い方（限度額が大きい、対象が広い、等）を○、相対的に自由度が低い方を×とした。これらの評価は筆者による。

（出所）大和総研作成

非課税枠については 1 年単位では現行 NISA の方が大きいですが、累計では積立 NISA の方が大きくなりうる。図表 14 が、現行 NISA の「新規投資が可能な期間」が現行法のままであることを前提に、毎年、非課税枠の上限まで投資した場合の現行 NISA と積立 NISA の累計投資額を比較したグラフである。

当面は現行 NISA の方が積立 NISA より累計投資額の上限が大きく、積立 NISA の累計投資額の上限が、現行 NISA の最大値である 600 万円に達するのは 2032 年となる。

図表 14 累計投資額（元本）の上限の比較



（注）現行 NISA の「商品購入が可能な期間」が現在の法令のまま（2023 年末まで）の場合。現行 NISA のみを利用する場合と、積立 NISA のみを利用する場合とを比較し、年によって両者を使い分ける場合は考慮していない。

（出所）法令をもとに大和総研作成

現行 NISA の口座数の 53.5%、買付金額の 59.4%は 60 歳以上の高齢者によるものである¹⁶。

一般的に、高齢者は退職金等によりある程度の預貯金がある一方、収入面では公的年金に頼ることとなるため、保有している資産を運用しながら取り崩し、収入を補うニーズがある。この点、現行 NISA では 5 年間かければ累計で元本 600 万円の上場株式や株式投資信託等を購入することができ、その運用益を非課税で得ることができる。他方、高齢者が積立 NISA を利用した場合、元本 600 万円分の株式投資信託を購入するためには 15 年を要することとなり、積立を完了するまでの期間に得られるはずの運用益を逸することになってしまう。

現行 NISA と積立 NISA の制度を比較すると、それぞれの制度が向いている投資家層としては図表 15 のようにまとめられる。

図表 15 積立 NISA・現行 NISA が向いている個人投資家層

	積立 NISA が向いている人	現行 NISA が向いている人
売買を行う時期の希望	定時・定額で買い付ける時間分散投資を行って、平均的な買付コストを低く抑えることを狙いたい	株価の変動を見極めて、価格が低い時期に買い付けて、価格が高い時期に売り抜けることにより、売買益を狙いたい
投資対象商品の希望	分散投資された公募株式投信・ETF を購入することでボラティリティを抑え市場平均のリターンを狙いたい	自分で投資対象を考え、個別の上場株式や REIT などに投資することで市場平均を上回るリターンを狙いたい
投資資金の性質	手元に預貯金等はあまりなく、積立 NISA 導入を契機にこれからの毎月の家計の黒字分を使って投資していきたい	現在手元にある預貯金等を投資に振り向けたい
投資金額	投資に振り向けられるのは年間 40 万円の範囲内	年間 40 万円を超えて投資を行いたい

(出所) 大和総研作成

現行 NISA の利用者には、高齢者をはじめとした、ある程度投資に回せる資金を持っている人か、自分で投資対象を考えたり売買の時期を見極めたりするなどのニーズを持った人（あるいはその両方）が多いと考えられる。このため、現行 NISA の利用者の多くは積立 NISA に移行せず 2018 年以後も引き続き現行 NISA を利用する可能性がある。

(2) 行動経済学的観点からの新規顧客への積立 NISA の普及

前述の (1) においては、上場株式や公募株式投信などへの投資経験のある現行 NISA の利用者について、積立 NISA に移行するか否かを考えた。

しかし、現行 NISA の口座開設数は 2016 年 12 月末時点で約 1,069 万口座¹⁷と成人人口の約 1

¹⁶ 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成 28 年 9 月末時点）」より。

<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170117-1/01.pdf>

¹⁷ 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成 28 年 12 月 31 日時点（速報値）」よ

割に留まっている。現行 NISA の利用者の多くが現行 NISA に留まるとしても、残り 9 割の現行 NISA 未利用者において積立 NISA が広く利用される可能性もある。

一般に、消費者にとって商品の選択肢が多ければ多いほどよいものと考えられる。しかし、行動経済学の研究では、「商品性の複雑化によって、選択すべき項目数が増えたり、一つの項目の中で提示されている選択肢数が多すぎたりすると、消費者は、無意識のうちに選択を遅らせたり、『選択をしない』という判断を行ったりしてしまう傾向がある」¹⁸ことが分かっており、金融資産の運用についても同じことが言えるとの指摘がある¹⁹。

例えば、「現行 NISA では約 3,500 銘柄の上場株式と数百種類の株式投信の中から好きなものに投資できます。商品を買付けする時期も自由に選べます」²⁰と言われると、どの銘柄を購入するか、いつ購入すべきかを選択したりするのを難しく感じてしまい、現行 NISA での資産運用をためらってしまう人もいるかもしれない。

他方、「積立 NISA では当社が選定した 5 種類の株式投信の中から好きなものに投資できます。金額とファンドさえ決めれば毎月継続して投資できます」²¹と言われると、数千銘柄の中から選ぶことはできないけれど 5 銘柄の中から選ぶのならば自分にはできそうだ、積立しか選択肢がないから購入時の相場の良し悪しを判断しなくてよいため²²楽だ、と考えて、(現行 NISA での投資はやってみたいと思わないけれど) 積立 NISA での投資なら始めてみたい、と考える人も一定数出るものと考えられる。

すなわち、**積立 NISA は、選択肢を減らして選びやすいようにした「投資初心者向けの制度」として発展する可能性が考えられる。**

また、積立 NISA は職場積立制度と相性がよいことも考えられる。これは、投資対象商品が絞り込まれているため、会社が従業員に対して運用対象商品や制度について説明しやすいためである。

り。

<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170228-1/01.pdf>

¹⁸ 金融広報中央委員会「行動経済学の金融教育への応用の重要性」(金融広報中央委員会、平成 24 年 3 月)より引用。

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report4/pdf/ron120319.pdf>

¹⁹ この観点から、確定拠出年金(DC)において、「運用商品を選択しやすいよう、(中略)運用商品数の抑制等を行う」(引用部は下記リンク先の厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 概要」)こととなった。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf>

²⁰ 一般的な証券会社を想定した現行 NISA で投資可能な商品数の例を挙げている。むろん、証券会社により取扱商品数は異なり、銀行等において現行 NISA の口座を開設した場合は株式投信のみが対象となり、上場株式に投資することはできない。

²¹ 「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の資料によると、積立 NISA の対象と想定される公募株式投資信託は現在のところ約 50 銘柄に限られる。現行 NISA を取り扱っている金融機関が取り扱う公募株式投資信託のラインナップを変更しなかったとすると、多くの金融機関において積立 NISA の対象銘柄数は 1 桁(あるいはゼロ)になる可能性がある。

²² むろん、積立投資であっても投資開始時の相場が投資成果に全く影響しなくなるわけではないが、積立投資では投資開始直後の株価変動が長期的な運用成果に与える影響は小さくなりやすい。

(3) iDeCo（個人型確定拠出年金）と NISA の併用・使い分け

個人が利用できる税制優遇のある投資制度としては、NISA のほかに iDeCo（個人型確定拠出年金）も存在する。iDeCo と現行 NISA・積立 NISA の特徴を比較したものが次の図表 16 である。

図表 16 現行 NISA・積立 NISA と iDeCo の比較

		現行NISA	積立NISA	iDeCo	
新規利用できる人		20歳以上ならだれでも		20歳以上60歳未満なら原則だれでも(注1)	
税制	拠出時	(所得控除の適用はない)		全額所得控除	
	運用時	5年間 運用益非課税	20年間 運用益非課税	無期限で運用益非課税 (注2)	
	払出し時	(元本に課税されることはない)		元本も含めて原則課税 (退職所得控除または 公的年金等控除の対象)	
拠出 限度額	年間	120万円	40万円	属性により 14.4万円～81.6万円	
	累計	600万円	800万円	上限なし	
払い出しの制限		特になし		原則60歳まで払出し不可	
非課税枠の管理		商品の「購入額」で管理されているため、スイッチングや分配金再投資は再購入扱いとなり非課税枠を消費		iDeCoへの「拠出額」で管理されているため、口座内でのスイッチングや分配金再投資は自由	
投資対象 (注3)	上場株式・上場REIT	◎	×	×	
	公募株式 投信 (右記は 投資対象)	株式のみ	◎	○	○
		債券のみ	◎	×	○
	ETF (右記は 投資対象)	REITのみ	◎	×	○
		資産複合型	◎	○	○
	公募公社債投信 預貯金	株式のみ	◎	○	×
		株式以外 を含む	◎	×	×
公募公社債投信	×	×	○		
預貯金	×	×	○		

(注1) 企業型DCの加入者で当該企業型DCの規約で拠出限度額の引下げが行われていない場合、および国民年金保険料未納者等は加入不可。20歳未満でも加入可能な場合あり。

(注2) 残高に対して年率約1%を課税する特別法人税があるが、2020年3月末まで課税凍結中。

(注3) ◎…原則全銘柄が対象となる、○…対象銘柄は存在するが制約がある、×…制度上対象とならないか事実上対象銘柄が存在しないかのいずれか

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

iDeCo と現行 NISA・積立 NISA は運用益が非課税となる点は同じであるが、iDeCo は拠出時に拠出額が全額所得控除されるという税制上のメリットがある一方、60歳まで原則払出し不可となるという特徴がある。

現役世代において iDeCo と NISA の併用・使い分けについて検討すると、投資経験者と投資初心者それぞれにおいて次のような使い分け方法が例として考えられる。

◆投資経験者向け—iDeCo では投資できない個別株に現行 NISA で投資

iDeCo に拠出した資金は 60 歳まで引き出せないため、現役時代に引き出す可能性がある資金は iDeCo に拠出するべきではない。流動性を確保しつつ運用益非課税のメリットをより多く享受する運用方法としては、NISA と iDeCo の併用が考えられる。

iDeCo では個別株式や個別 REIT などに投資することはできないが、積立 NISA でもこれらの商品は対象とならない。このため、投資経験者にとって、iDeCo と NISA を併用する場合、NISA 部分では投資対象となる商品を広く選択できる余地を残しておく方が使い勝手がよいものと考えられる。

例えば、外国株式の中から有望な銘柄を探すことは困難であるため投資信託を用いたインデックス運用を行いたい、国内株式については自分で有望な銘柄を選別することで市場平均を上回るリターンを目指したいと考える人の場合、iDeCo で外国株式のインデックスファンド、現行 NISA で国内株式の個別株を購入する、といった方法が考えられる。

◆投資初心者向け—iDeCo で積立投資に慣れ親しみ、増額分は積立 NISA で投資

iDeCo は 2017 年 1 月から加入対象が拡大し、20 歳以上 60 歳未満の国民が原則全員加入できるようになり、認知度が向上してきている。iDeCo は投資対象に投資信託を含み、かつ、毎月定期的に資金を拠出して商品を買っていきつづける仕組みである。今後、iDeCo を通じて初めて投資信託の積立を経験する人が増えていくものと考えられる。

ただし、iDeCo の拠出限度額は比較的少ない（例えば、2017 年 1 月から加入可能となった公務員等の場合、iDeCo での拠出限度額が年 14.4 万円）。このため、iDeCo の加入者に、もう少し多くの額を投資（積立）したいというニーズが生じることもあるだろう。

iDeCo を通じて初めて投資信託の積立を経験した投資初心者が投資額を増やそうとしたとき、広い選択肢のある現行 NISA よりも、iDeCo で慣れ親しんだ積立投資に手法が限定されている積立 NISA の方が利用しやすいと感じる人もいるだろう。

（４）現行 NISA・ジュニア NISA でのロールオーバーへの影響

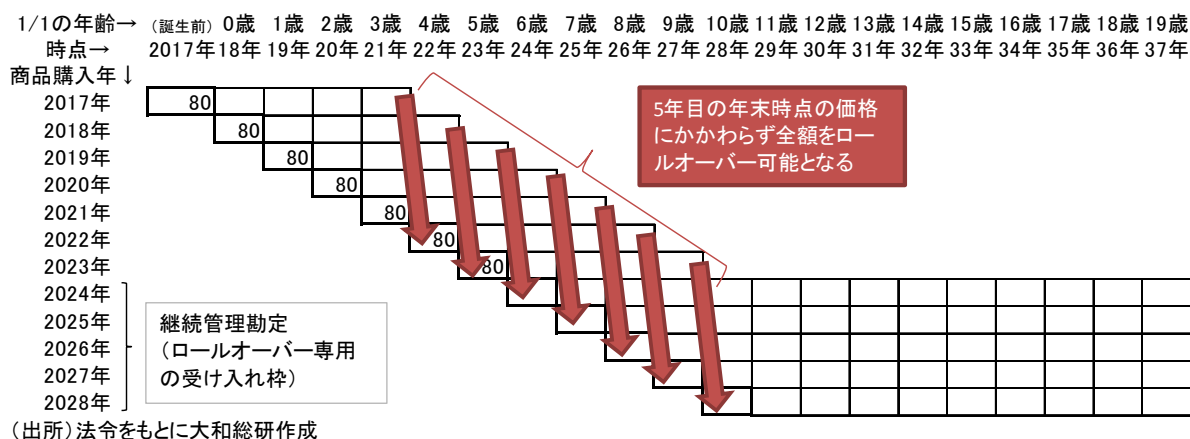
法改正により現行 NISA とジュニア NISA におけるロールオーバーの上限額が撤廃された。これにより、ロールオーバー先の非課税枠を上回る金額のロールオーバーが可能である場合には、課税口座への払出しよりもロールオーバーを選んだ方が（値洗い後の）非課税で運用できる元本の金額が大きくなると考えられる。

ジュニア NISA においては、ロールオーバーの上限額が撤廃されることにより、最長 21 年間、運用益非課税での上場株式等の保有が可能となる。

図表 17 は、2017 年に生まれた子どもについて、2017 年中にジュニア NISA の口座開設を行っ

た場合の例である。ジュニア NISA については、2023 年までで新規投資が行える期間が終了するが、2024 年から 2028 年にかけて既存投資分のロールオーバー専用の受け入れ枠が設けられ、口座開設者が 20 歳に達する年の年末まで非課税での運用を継続できるものとなっている。

図表 17 2017 年に 0 歳でジュニア NISA の口座開設を行った場合



3. 今後の展望

本稿 3. では 2018 年度以後の税制改正でどのような検討が行われるのか、今後の展望を論じる。

(1) NISA の一本化

大綱は、NISA の今後の検討について、「(前略) 個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA 全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立する NISA の仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する」とした。

「少額からの積立・分散投資に適した制度」への一本化を検討するとあることから、現行 NISA とジュニア NISA を積立 NISA に寄せる形での一本化が検討される可能性が考えられる。

積立 NISA が導入された背景には、現行 NISA における口座開設数や買付金額の過半を高齢者が占めており、現役世代における普及促進策が求められていたことがあると考えられる。

現役世代における自助努力の資産形成はもちろん重要であるが、定年が近づいてきた世代および定年後の年金受給世代において、公的年金等の支給減少分を補い老後の生活を支えるために資産運用を促すこともまた重要である。

現行 NISA は、積立 NISA の対象銘柄について定時・定額の積立を行うこともできる一方で、

退職金等を用いた一括投資にも（年 120 万円までであれば）利用でき、汎用性が高い。現行 NISA は積立 NISA のターゲットとしている投資家層だけが利用しているわけではない。

NISA の一本化が検討される中で、現在の現行 NISA において投資された約 9.5 兆円の残高²³が資産運用の市場から消えてしまうことはあってはならない。

（２）2017 年度に改正が実現しなかった事項

NISA に関して、金融庁が平成 29 年度税制改正要望²⁴に掲げていたものの 2017 年度の法改正が実現しなかった事項は次の 2 点である。

- ①現行 NISA の「商品購入が可能な期間」の恒久化
- ②現行 NISA の「非課税で保有できる期間」満了時に含み損が生じている場合の、簿価での払出し

①については、今後の検討事項として NISA の一本化が掲げられたことから、NISA の一本化と合わせて、恒久化の検討が進められることになるものと考えられる。

②については、非課税で保有できる期間の満了時の扱いとして含み益が出た際に限度額なしにロールオーバーできることが措置されることとなったため、今後の税制改正における優先度は相対的に低くなることが懸念される。

（３）現行 NISA の「使いづらさ」の改善

NISA は英国の ISA (Individual Savings Account) に倣って導入された制度であるが、英国 ISA と日本の NISA の主な相違点を比較すると、日本の NISA には「使いづらい」点が散見される。

現行 NISA には、主に、分配金再投資やスイッチングを行うと非課税枠を消費してしまう点で使いづらさがある。この制約は、株式や公募株式投資信託の短期的な回転売買ではなく、中長期的な資産形成のためにじっくりと腰を据えた投資を促すためのツールとして位置付けられていたためと考えられる。

現行 NISA については、分配金が再投資されたり短期の売買を繰り返したりするとすぐに非課税枠を消費してしまい非課税枠を有効活用できなくなる制度設計となっている。その上で、金融庁は業者に対して、現行 NISA の制度設計を踏まえて適切な説明体制を整備しているか監督している²⁵。これらにより、直接的には商品や投資手法に制約はかけないものの、間接的に中長期

²³ 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成 28 年 12 月 31 日時点（速報値）」より。

²⁴ 金融庁「平成 29 年度税制改正要望項目」（平成 28 年 8 月）
<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf>

²⁵ 現行 NISA がなぜこのような制度になったかの考察については、吉井一洋「なるほど NISA 第 5 回 なぜこのような制度になったのか？—それには理由があります—」（2014 年 3 月 10 日）を参照。

的な資産運用を促しているのが現行NISAと言える。

これに対して、積立NISAでは、さらに一歩進んで、商品と投資手法に直接制約をかけて長期的な資産運用を促すものとなっている。

今後、積立NISAに寄せる形でのNISAの一本化が検討される中、現行NISAの「使いづらさ」が改善される可能性が低くなることが懸念される。

図表 18 英国のISAと日本のNISAの主な相違点

	英国のISA	日本の現行NISA	日本の積立NISA
商品購入が可能な期間	恒久制度	2014年～2023年の時限措置	2018年～2037年の時限措置
運用益非課税で保有できる期間	無期限	5年間（ただし、ロールオーバー可能）	20年間
投資対象商品	株式、公社債、投資信託、保険契約、預貯金 など	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など	公募株式投信・ETFのうち一定の要件を満たすもの
非課税対象	利子、配当、分配金、譲渡益 など	配当・分配金、譲渡益	分配金、譲渡益
年間非課税枠（購入または拠出の限度額）	20,000ポンド （2017課税年度） ≒約270万円※	120万円 （2016年以後）	40万円
非課税枠の管理	口座への拠出額で管理	金融商品の購入額で管理	
収益分配金等の再投資	拠出額に算入しない （非課税枠を消費しない）	購入額に算入（非課税枠を消費する）	
売却額の再投資（スイッチング）	拠出額に算入しない （非課税枠を消費しない）	売却した分の元本も再投資額も年間購入額に算入 （非課税枠を消費する）	

※ 1ポンド=135円で換算。

（出所）現行法令、大綱、日本証券業協会『英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査』報告書（平成28年6月）等をもとに大和総研作成

【以上】